

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、牛久沼の周辺地域と東部地区の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）により災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。牛久沼周辺は商工業者が多く立地する地域であり、災害発生時には周辺道路の規制等に伴う仕入れなどの物流遅延や、設備の損壊が生じることが予想される。

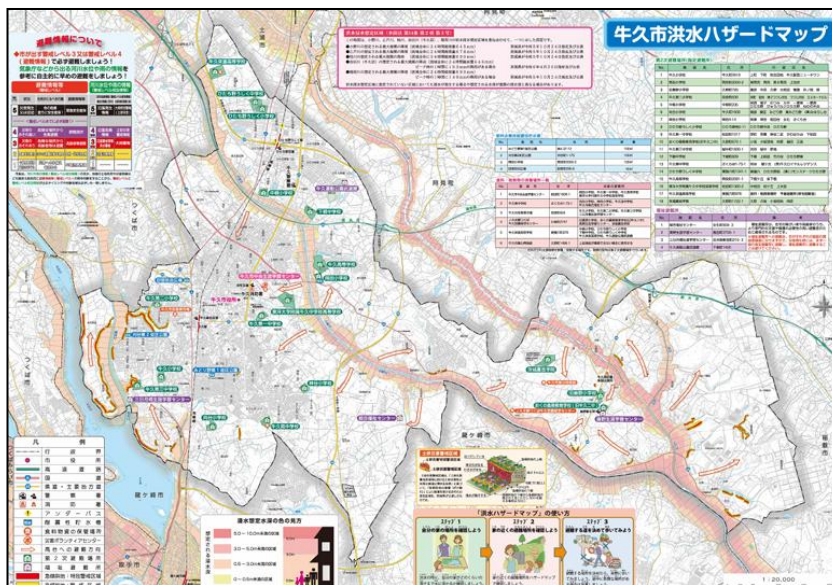
また、東部地区には2つの工業団地（筑波南奥原工業団地および筑波南桂工業団地）が所在し、多くの大企業が集積している。土砂災害の発生により国道や圏央道が通行止めとなった場合、物流の停滞や道路状況の悪化による人員確保の困難化などのリスクが想定される。

加えて、主要道路の寸断や交通網の麻痺が長期化した場合、原材料調達や製品出荷が滞ることでサプライチェーン全体に毀損が生じ、生産計画の遅延、取引先への供給停止・減少、事業再開の遅れ、資金繰りの悪化といった間接的な被害が発生するリスクも存在する。

(洪水災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内に広がる5つの河川、小野川・乙戸川・桂川・谷田川（牛久沼）・稲荷川の氾濫を想定した浸水想定区域が市内各所に広がっており、特に牛久沼周辺、谷田川沿い、桂川沿いの低地部を中心に浸水リスクが高い区域が確認されている。最大規模の降雨（24時間総雨量645～690mm）を想定した場合、一部地域では浸水深が3.0～5.0m未満、または5.0m以上となる可能性が示されており、住宅地・商業地・公共施設が広く影響を受ける恐れがある。浸水発生時には道路冠水による通行規制、仕入れ・配送の停滞、店舗・事業所の浸水被害、設備の故障など、地域経済や生活基盤への影響が大きいことが想定される。

また、浸水継続時間が長期化した場合、サプライチェーンや産業機能の毀損により、生産量の縮小、取引先への供給遅延・損失、被災事業者の事業再開の遅れ、資金繰りの悪化といった間接的な被害が発生することも懸念される。



【牛久市洪水ハザードマップ】

(地震：地域防災計画（地震災害対策計画編）)

○当市に被害をもたらす可能性のある地震

茨城県は、「茨城県地震被害想定」の見直し（平成30年12月）に伴い、茨城県に被害をもたらす可能性のある地震として、以下の7つの地震が設定されている。

当市における災害想定

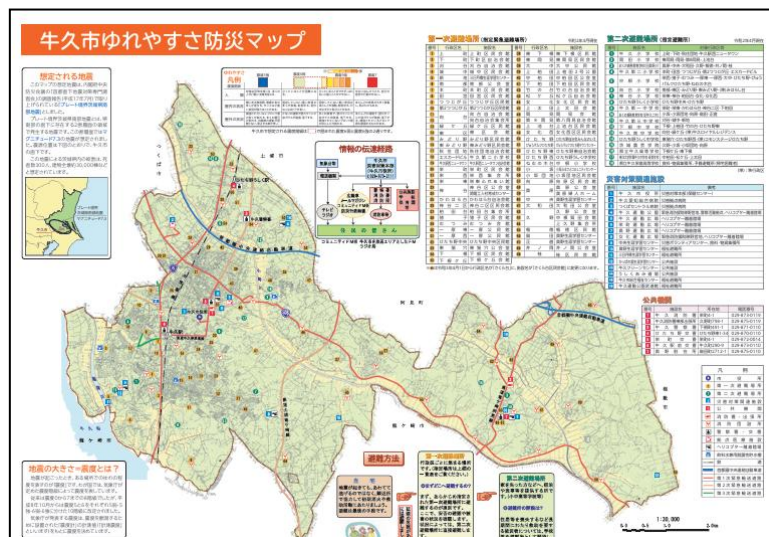
No.	地震名	地震規模	市内の最大震度
1	茨城県南部の地震(茨城県南部)	Mw7.3	6強
2	茨城・埼玉県境の地震(茨城・埼玉県境)	Mw7.3	6弱
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(F1断層)	Mw7.1	4
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(棚倉破砕帯)	Mw7.0	4
5	太平洋プレート内の地震(北部)(太平洋プレート(北部))	Mw7.5	5強
6	太平洋プレート内の地震(北部)(太平洋プレート(北部))	Mw7.0	6弱
7	茨城県沖から房総半島にかけての地震(茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	6弱

注：Mw モーメントマグニチュード、地震名の後ろにあるカッコ内の名称は略称
 出展：牛久市地域防災計画、茨城県地震被害想定調査

当市の「ゆれやすさ防災マップ」によると、想定される地震として、内閣府中央防災会議の調査報告では、「プレート境界茨城県南部地震」と名付けられた断層面ではマグニチュード7.3の地震被害により、茨城県内の死者数も300人、建物全壊約30,000棟などと想定されており、当市はその震源位置の直下で、揺れが大きくなる地盤が弱いエリアでは甚大な被害が発生する可能性が予想される。

商工業者が多いエリアでは、建物や設備の損壊、在庫の破損、従業員の出勤困難、停電や断水などによる操業停止といった深刻な影響を受けることが想定される。

加えて、仕入先や物流網の被災により原材料や商品の調達が滞り、製品の出荷も困難となるなど、サプライチェーン全体が機能不全に陥る可能性が懸念される。



【牛久市ゆれやすさ防災マップ】

(感染症・サイバー攻撃)

・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が全国的かつ急速にまん延した場合は、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

・サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障などのリスクへの対策が急務となっている。中小企業では、製造業や卸売・小売業者への被害拡大が件数割合とも過去最多（引用：警察庁サイバー警察局）となっており、IT担当者がいないことから対策が後回しになりやすく、攻撃の対象になりやすい。被害が長期化することで影響が遡及的に拡大する可能性も高まり、事業継続に重大なリスクをもたらす恐れがある。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 2, 006人（令和3年経済センサス活動調査）
- ・小規模事業者数 1, 497人（令和3年経済センサス活動調査）
（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は22人）

【商工業者数の業種別内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数（うち事業継続力強化に取り組んでいる者）	備考（事業所の立地状況等）
建設業	234	144（4）	地域内に広く分散
製造業	118	49（4）	
卸・小売業	584	350（4）	
飲食業・宿泊業	253	152（3）	
サービス業	808	798（7）	
その他	9	4（0）	
合計	2,006	1,497（22）	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

当市では、地域の防災力向上と事業継続力の強化を図るため、以下の取組を進めてきた。

(地域防災計画の策定・推進)

・牛久市第4次総合計画において「すべての人の命を守る災害に強いまちづくり」を掲げ、国土強靱化の視点から防災・減災対策を推進している。

また、東日本大震災や近年の集中豪雨、能登半島地震の教訓を踏まえ、「牛久市国土強靱化地域計画」を策定し、地震・風水害等の大規模災害に備えた施策を強化している。

・災害対策基本法に基づき設置した牛久市防災会議のもと、「地震災害対策計画編」「風水害等対策計画編」からなる地域防災計画を策定し、予防・応急・復旧・復興に関する総合的な対策を整備している。

(防災訓練の実施)

市民・地域団体・関係機関が参加する総合防災訓練を実施し、災害時の対応力向上を図っている。

(防災備品の備蓄)

災害発生時に備え、食料・飲料水・毛布・簡易トイレ等の防災備品を計画的に備蓄し、避難所運営の実効性を高めている。

(情報伝達体制の整備)

防災行政無線、かっぱメール、防災関連情報の発信、コミュニティ FM など、多様な手段を活用した情報伝達体制を構築し、災害時の迅速な情報共有を可能としている。

(ハザードマップ等の作成・配布)

洪水ハザードマップ、ゆれやすさ防災マップ等を作成・配布し、市民・事業者が自らのリスクを把握し、適切な備えを行えるよう支援している。

(避難所運営体制の整備)

避難所運用マニュアルの整備や災害時要支援者の支援ネットワークの構築に加え、災害時避難行動要支援者名簿の作成を進め、災害時の円滑な避難・支援体制を確保している。

2) 当会の取組

(災害リスクへの周知)

- ・災害リスクの備えと事業継続力強化の重要性について、巡回・窓口対応を通じて周知をした。
- ・国の「中小企業 BCP の策定促進に向けて」や「BCP 専門家派遣」「事業継続力強化計画（事業力強化計画認定制度）」等の各種小冊子・リーフレットを事業者へ配布するとともに、ホームページや案内リーフレットを通じて適宜情報発信を行い、周知を図った。
- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、各種給付金申請等の支援施策の相談窓口を開設し情報を提供した。
- ・茨城県火災共済協同組合と民間損害保険会社等と連携した災害リスクへの周知と災害共済への加入推進に取り組んだ。
- ・新型コロナウイルス感染症による需要減に対応し、飲食店の売上回復を支援するため、当会ホームページ上にテイクアウト・デリバリー応援コーナーを設置した。
- ・併せて市内飲食店の新型コロナ対策（マスク着用、アルコール消毒、店内除菌、営業時間の短縮等）の取組やサービス内容を掲載した「うしくぐるぐる大作戦」を令和3年度は4回、令和4年度3回発行した。令和5年度以降は「5類感染症」への移行に伴い、新型コロナ対策に関する情報掲載は終了した。

(関係団体との連携)

- ・火災共済組合の地区担当者と連携し、月1回程度の事業者訪問を通じて、火災共済の普及と災害リスクの備える重要性について周知に取り組んだ。
- ・市との協定に基づく災害時の物資供給体制について、供給・調達事業者リスト（店舗リスト）は、事業者の脱退や新規加入の変動に伴い、適宜修正を行い整備した。
- ・感染症リスクへの対応として、生命保険・傷害保険・感染症特約付き休業補償等の保険制度について代理店を通じた相談あつ旋を4件実施した。
- ・市との連携を図るにあたり、協議体の設置にこだわらず、随時、担当課との打ち合わせや年1回の行政懇談会において、災害リスクに対する情報の共有や意見交換を実施した。
- ・自然災害（震度6強の地震）を想定した災害時対応訓練については、当市との連絡ルートや初動対応の確認を目的に計画を立て、担当者と定期的に打合せを実施し対応内容を確認・共有した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市のハザードマップ等を活用し、自然災害リスクの把握や事業休業時への備え、水災補償を含む保険加入の必要性を踏まえた簡易型 BCP 策定及び認定取得に向けた専門家と連携した支援 12 者
- ・令和3年度集団セミナーの実施 1 回
- ・策定済みの事業継続力強化計画や BCP の進捗を補助金活用状況と併せてフォローアップし、巡回・窓口を通じて専門家の個別支援につなげた件数 12 者
- ・各種保険制度への加入推進 加入実績 102 者
- ・当会主催による、商工会館利用事業者との合同避難訓練（震度6強の地震を想定）実施 1 回/年

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

(課題)

- ①市内小規模事業者の多くが自然災害等のリスクを十分に認識しておらず、事前対策（BCP等）が進んでいない。
- ②市内の商工業者が広範囲に分散しているため、災害時の情報共有や支援が届きにくく、面的な支援体制が弱い。
- ③事業継続力強化計画の策定率が1%程度と低く、事業継続力の底上げが必要。
また、リスクファイナンス（保険・共済）の活用も十分ではない。

(対策)

「課題①」について

- ・災害リスクやBCP策定の重要性を分かりやすく解説するセミナーを開催し、事業者の意識向上を図る
- ・巡回・窓口相談を通じて個別に働きかけ、簡易型BCPの専門家派遣や策定支援メニューを案内し、着手のハードルを下げる。
- ・策定済み事業者の事例紹介を行い、BCP策定の必要性和メリットを伝える
- ・補助金・加点制度などのインセンティブ情報を積極的に発信し、策定への動機づけを強化する。

「課題②」について

- ・定例会議等でBCPや災害対応の情報共有を行い、平時から理解を深めることで、緊急時の行動につなげる。
- ・被害情報の報告ルートや連絡体制を整備し、災害時の情報共有を円滑にする。

「課題③」について

- ・専門家と連携し、保険・共済の見直しや加入の必要性を説明する
- ・外部専門家（損害保険会社等）によるサイバー攻撃セミナーや研修を実施し、インシデント対応の知識を強化する。
- ・BCPとサイバー対策をセットで支援し、事業継続力の底上げを図る。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・商工業者が市内全体に広く拡散している商工業者に対し、小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が1%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取り組みとして、損害保険の加入などリスクファイナンスの取り組みを促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

① 小規模事業者への災害リスク認識の促進

小規模事業者に対して災害リスクの啓発を行うとともに、事前の計画策定等を支援する。

- ・事業継続力強化計画認定件数 6件/年
- ・リスク対策セミナーを開催 1回以上/年
- ・セミナー参加者のうち「リスク認識が高まった」と回答した割合 70%以上/年
- ・職員と市内専門家（中小企業診断士）による個別支援 12件/年
- ・各種共済・保険制度への加入・見直し支援 10社/年

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、商工団体保険 商工会ガード・サーバーリスク補償特約（以下「商工会ガード」）、福祉共済、貯蓄共済、その他）

② 被害の把握・報告ルートの確認

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市の間における被害情報報告ルートを構築し、

迅速な情報共有が行える体制を整備する。

・災害時における物資の調達・供給を円滑に行うため、市との「災害時における物資の調達及び供給に関する協定」に準じ、定期的な見直し・更新を行う。

③平時からの体制整備と関係機関との連携

・発災後速やかに復興支援策を実施できるよう、組織内の体制整備と関係機関との連携体制の定期的な更新や見直しを実施する。

・感染症などの緊急事態に備え、迅速な初動対応と拡大防止措置が行えるよう、関係機関との情報共有体制を整備する。

④サイバー攻撃への備えと情報セキュリティ体制の強化

・最低限の備えから広げるため、初歩的なリスクサイバー対策セミナーを開催 1回/年

・商工会ガードの活用を広く周知し、事前対策に役立てるための情報提供 1回/年

・サイバーインシデント発生時には、商工会ガードを相談窓口として活用し、必要に応じて専門家につなぐ初動対応（相談・報告）ルートを整備する

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

経済産業省、自治体等と連携し、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況と事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

(小規模事業者に対する災害リスクの周知)

小規模事業者が自らの事業環境に潜む自然災害等のリスクを正しく認識し、事前対策に取り組めるよう、以下の支援を行う。

- ・巡回指導時にハザードマップ等を活用し、事業所立地に応じた自然災害リスクと、その影響を軽減するための取組(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入など)について説明する。
- ・商工会報・市広報・ホームページ等を通じて、国の施策、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画に取り組む事業者の紹介等を行い、広く周知する。
- ・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html#sheet

(損害保険加入等の各種制度の情報提供)

- ・損害保険会社等と連携し、市内事業者を対象とした啓発セミナーや保険制度の紹介を実施し、自然災害や事業中断リスクに備えるための適切な補償内容の理解促進を図る。
- ・関係機関に対し、ポスター掲示やリーフレット設置を依頼し、火災保険・水災補償・業務災害保険・共済制度等の情報を広く周知することで、事業者のリスクファイナンスに関する意識向上と加入・見直しの促進につなげる。

(事業者 BCP (事業継続力計画) の普及啓発)

BCP 未策定事業者に対し、策定の重要性とメリットを理解してもらうため、次の取組を実施する。

- ・BCP (簡易型を含む) の必要性や効果的な訓練方法について指導・助言を行う。
- ・策定済み事業者の事例紹介を通じて、BCP 策定のメリットを分かりやすく伝える。
- ・補助金・加点制度などのインセンティブ情報を積極的に発信し、策定への動機づけを強化する。

(事業者 BCP の策定支援 (指導・助言))

事業者が実効性のある BCP を策定できるよう、中小基盤整備機構の強靱化ポータルサイトの活用や専門家等と連携した支援を行う。

- ・小規模事業者を対象とした BCP (事業継続力強化計画) 策定セミナーを年1回開催する。
- ・専門家派遣や相談会などの個別支援を実施し、事業内容や規模に応じた計画策定を支援する(年1回以上、適宜対応)。

(3) フォローアップ

事業者が策定した事業継続力強化計画(BCP)が実効性を持って運用されるよう、計画策定後のフォローアップを継続的に実施する。具体的には、次の取組を行う。

- ・事業者 BCP (事業継続力強化計画等)の策定状況や実施状況について、市内専門家(中小企業診断士)等を交えて進捗確認を行い、必要に応じて改善点の助言や計画のブラッシュアップを支援する。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、市内の中小企業診断士や日本中小企業診断士協会連合会が実施する実効性向上支援事業(HP:<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)を案内し、計画の

改善・再構築に活用できるよう支援する。

- ・再策定にあたっては、サイバー攻撃など新たなリスクや事業環境の変化を踏まえた見直しを支援し、事業継続力の向上につなげる。

- ・計画の実施に必要な役割分担、連絡体制、社内体制の整備について助言を行い、平時からの準備を促す。

- ・震度6強の地震発生を想定し、当市との連絡ルートの確認や初動対応の手順を点検する。必要に応じて訓練を実施し、実際の行動手順を確認する。

- ・市との年1回開催される行政懇談会において、災害リスク対応に関する取組状況や課題等を共有し、連携を図る。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・年4回発行の当会広報誌「てるてらす」において、事業継続力強化に関する計画書の事例を紹介し、事業者間での知見共有と取組の普及を図る。

- ・制度改正や災害・サイバーリスクに関する最新情報を、商工会HP等で提供し、事業者が必要な対策を迅速に講じられるよう支援する。

- ・無料で利用できるセキュリティ診断ツール（例：サイバーセキュリティお助け隊（簡易診断））等を活用し、事業者が自社の脆弱性に気付き、サイバーリスクへの備えを強化できるよう支援する。

- ・国・県等の関係機関が実施する各種セミナーや研修会に継続的に参加し、最新の制度・支援情報を提供し支援に繋げる。

- ・主要取引先の連絡先整備や代替仕入先の確認、災害時の連絡体制の整理など、日常的に実施できる簡易なサプライチェーン対策を促し、事業者のリスク低減に寄与する。

（5）関係団体等との連携

- ・当会が独自に選定・連携している中小企業診断士等の専門家を派遣し、計画書策定など必要な助言・支援を提供する連携を図る。

- ・市内、近隣に営業所がある損害保険会社と連携し、専門家派遣や事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。

- ・県・商工会・商工会議所において、地区ブロック協議会内に「事業者支援のあり方検討協議会」を設置し、広域的な連携体制を構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

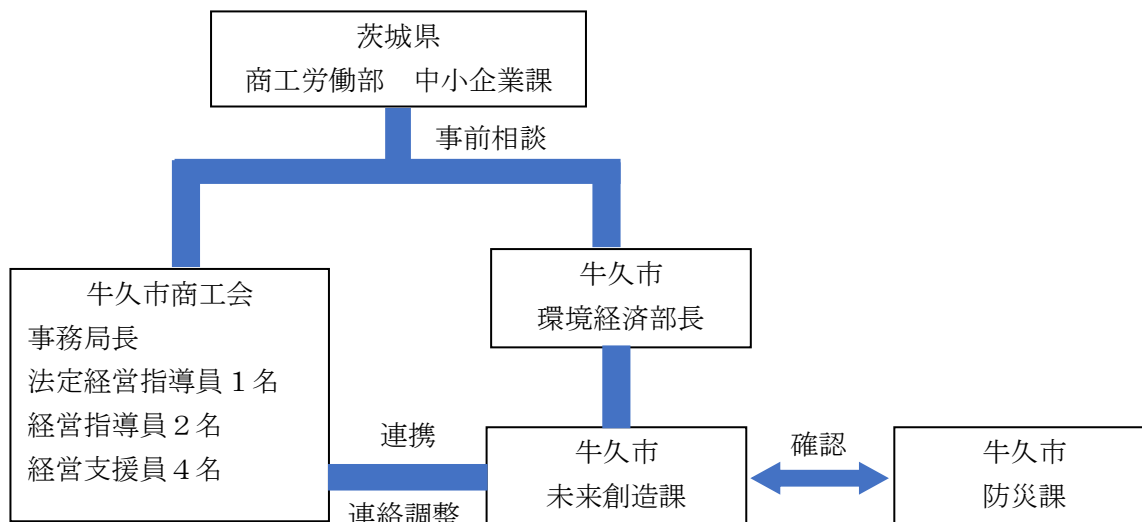
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）



市との年1回開催される行政懇談会において、災害リスク対応に関する取組状況や課題等を共有し、連携を図る

① 都道府県及び関係市町村との連携体制

当会は、本市未来創造課・防災課との連携体制のもと、地域の実情に即した災害リスクの把握及び本計画の支援方針の決定について、行政懇談会（年1回開催）を通じて継続的な協力体制を構築する。

また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 広域的な支援体制（広域的な支援体制を構築する場合のみ記載してください）

無

③ 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

市内を3地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者に選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

④ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

法定経営指導員1名、経営指導員2名、経営支援員4名が実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。上記で把握・検証した実施状況を行政懇談会等で（年1回開催予定）評価を行うとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤ 経営指導員等の資質向上に係る体制

当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 安藤幸子 (連絡先は後述)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 安藤幸子は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

牛久市商工会

〒300-1232 茨城県牛久市上柏田 4-1-1

TEL : 029-872-2520 / FAX : 029-872-1991

E-mail: ushikushoukoukai@mtc.biglobe.ne.jp

②関係市町村

牛久市役所 環境経済部 未来創造課

〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番1

TEL : 029-873-2111 / FAX : 029-871-0111

E-mail: mirai@city.ushiku.ibaraki.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・セミナー開催費	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	220	220	220	220	220

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、牛久市補助金、茨城県補助金、事業収入 他
ただし、専門家派遣・セミナー開催等で連携する損害保険会社や中小基盤整備機構等の支援機関が無償で派遣承諾の際は、当該経費が減額となる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

会費収入、牛久市補助金、茨城県補助金、事業収入等

(別表 5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

◆大規模自然災害

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

・職員および地域の当会理事役員との間でグループ LINE を新設し、被害情報の共有と初動対応の仕組みづくりを構築する。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に当市・県連と情報を共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。	特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有・報告

・当会は、被害状況を茨城県に指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へオンラインで報告を行い、リアルタイムで情報共有を図る。

◆感染症、サイバー攻撃など

感染症やサイバー攻撃などが発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

・当市は、来庁又は問合せを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて、県へ報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

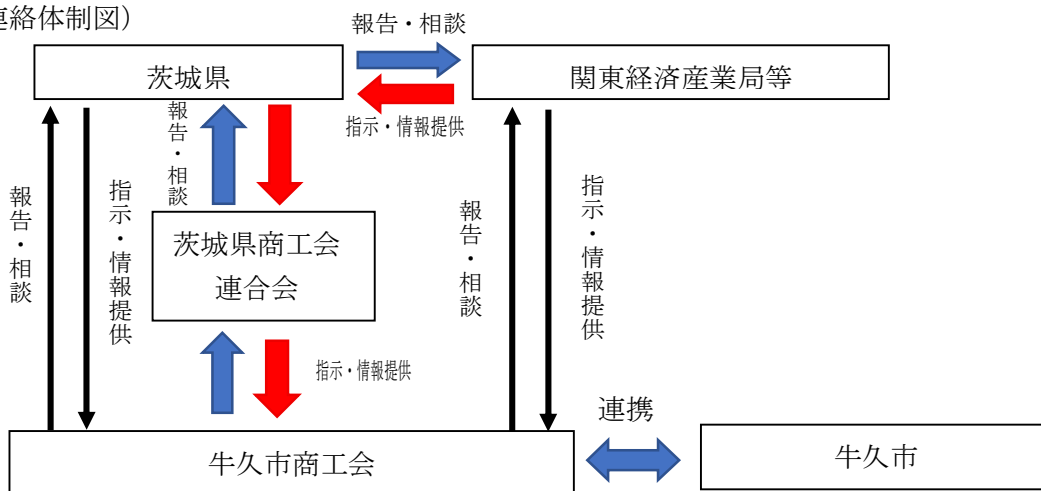
・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報を迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構成する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。

・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と当市の共有情報を、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当会が報告した内容について確認を行う。

(連絡体制図)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部「商工災害に係るオンライン被害調査運用マニュアル」

《(中小企業課) 被害状況調査入力フォーム》

《災害被害額調査票(個票) 帳票サンプル》

The screenshot shows a web-based form titled "(中小企業課)被害状況調査". It contains various input fields for registration information, business details, and damage assessment, with a "保存" (Save) button at the bottom.

災害被害額調査票(個票)

団体名 牛久市商工会 3

登録日	時刻
2025-07-24	15:18:00

<事業者情報> 会員

事業者名	所在地
牛久〇〇店	牛久市上柏田1丁目

業種	従業員数	保険加入	保険金見込
生活関連サービス業、娯楽業	1	無	30

<被害金額(単位:千円)>

被害額合計			
4			
土地	建物	機械設備	商品・原材料等
1	1	1	1

<備考>

《(中小企業課) 被害状況調査一覧》

登録日	時刻	団体名	被害の有無	事業者名	所在地	業種	従業員数	被害額合計	建物	機械設備	商品等	保険	保険金見込額	この災害に係る保険等補入状況	工業・商業	この災害に係る保険等補入状況
2025-07-24	15:18	牛久市商工会	被害あり (建物、機械設備、商品等)	牛久〇〇店	牛久市	生活関連サービス業、娯楽業	1人	4千円	1千円	1千円	1千円	無	30千円	無	商業	無
2025-07-24	23:09	牛久市商工会	被害あり (建物、機械設備、商品等)	牛久工業	牛久市	建設業	5人	118千円	6千円	2千円	100千円	有	4千円	有(一部加入を含む)	工業	有(一部加入を含む)
2024-08-19		牛久市商工会	被害あり	事業者A	牛久市	建設業	10人	3千円	1千円	1千円	1千円	有	1,000,000千円	不明		不明

(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、地区内の小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。